

労 審 発 第 826 号

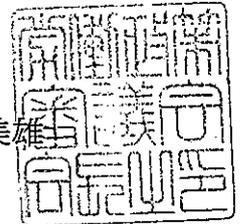
平成 27 年 12 月 25 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 27 年 12 月 25 日付け厚生労働省発職派 1225 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令案要綱」等については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 27 年 12 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令案要綱」等について

平成 27 年 12 月 25 日付け厚生労働省発職派 1225 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 27 年 12 月 25 日

労働政策審議会 職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会 職業安定分科会  
雇用対策基本問題部会  
部会長 阿部 正浩

「青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令案要綱」等について

平成 27 年 12 月 25 日付け厚生労働省発職派 1225 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。